

福岡県公報

平成24年10月12日
第3437号

目次

告示(第1715号-第1734号)

○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出	(漁業管理課)	1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	2
○換地を定めない土地の指定	(農村森林整備課)	2
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	3
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	3
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	3
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	4
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	4
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	5
○土地改良事業計画の変更の認可	(農村森林整備課)	5

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	6
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	6
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7

公 告

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(税 務 課)	7
○市街地再開発組合の解散の認可	(都市計画課)	7

公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	7
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	8
○年少射撃資格の認定のための講習会(年少射撃資格講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	9
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催	(警察本部生活保安課)	9

雑 報

○平成25年度福岡県農業大学の研修生の募集	(経営技術支援課)	10
-----------------------	-----------	----

告 示

福岡県告示第1715号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号。以下「令」という。)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、平成24年10月12日から同年10月26日までの間縦覧に供する。

平成24年10月12日

福岡県知事 小 川 洋

発起人の住所及び氏名		加入区	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
住 所	氏 名		
大川市大字大野島3348-1 大川市大字大野島3340-1 大川市大字大野島3706-1	島崎 幸則 島崎 博喜 梅崎 泰二郎	大野島	大野島漁業協同組合

福岡県告示第1716号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年10月12日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
中間市中尾四丁目2981番1及び2981番7から2981番11まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
北九州市八幡西区大平一丁目10番12号
有限会社ジーエス
代表取締役 後給広美

福岡県告示第1717号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年10月12日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑後市大字長浜字南田代230番1、231番1、232番1、233番1、234番2、250番1、250番2、251番1、251番2、254番1、254番2、256番1、256番2、257番、257番2、258番、258番2、259番1から259番3まで、261番1から261番3まで及び266番
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

神奈川県川崎市幸区鹿島田890番12

三菱ふそうトラックバス株式会社

代表取締役 アルバート・キルヒマン

福岡県告示第1718号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年10月12日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成24年9月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
NPO法人福岡グリーンヘルパーの会
 - (2) 代表者の氏名
平野 照実
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県大野城市平野台1丁目17番17号
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、未来に美しい自然や森を残し育てることを目的とし、会員相互の親睦をはかり、身近な自然や植物に対する知識と理解を深め、自然保護や環境保全の事業活動を通して、「自然との共生」及び「環境保全が持続可能な魅力ある循環型地域社会の形成」を目指し、公益の増進に寄与しようとするものである。

福岡県告示第1719号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業上穂波東地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項

において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成24年10月12日

福岡県知事 小川 洋

従前の土地の表示

市町村		字	地番	地目	地積(平方メートル)
飯塚市	平塚	向田	369	田	2014のうち500

福岡県告示第1720号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年10月12日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成24年9月28日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ゆめタウン遠賀
(2) 所在地 福岡県遠賀郡遠賀町松の本一丁目1番1号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号ほか18者	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号ほか17者

福岡県告示第1721号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法附

則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年10月12日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成24年9月28日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ゆめタウン宗像
(2) 所在地 福岡県宗像市田久字鍵分642-1ほか
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号ほか33者	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号ほか23者

福岡県告示第1722号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年10月12日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成24年9月28日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ドラッグストアモリ小郡七夕店
(2) 所在地 福岡県小郡市小坂井字五反田130-2ほか

3 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
ドラッグストアモリ小郡七夕通り店	ドラッグストアモリ小郡七夕店

福岡県告示第1723号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年10月12日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成24年9月28日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ドラッグストアモリ小郡七夕店
(2) 所在地 福岡県小郡市小坂井字五反田130-2ほか

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び開店時刻

変更前	変更後
開店時刻 午前9時 閉店時間 午後11時	24時間営業

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分～午後11時30分	24時間

福岡県告示第1724号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成24年10月12日

福岡県知事 小 川 洋

土地改良区名	認可年月日
久留米市高野小森野土地改良区	平成24年10月1日

福岡県告示第1725号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成24年10月12日

福岡県知事 小 川 洋

土地改良区名	認可年月日
武島土地改良区	平成24年10月1日

福岡県告示第1726号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月12日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京築	県道	吉富 本耶馬溪線	前	築上郡上毛町大字上唐原 662番先から 築上郡上毛町大字上唐原 611番1先まで	10.3 ～ 12.2	124.4

			後	築上郡上毛町大字上唐原 662番先から 築上郡上毛町大字上唐原 611番1先まで	10.3 ～ 12.2	124.4
			後	築上郡上毛町大字上唐原 662番先から 築上郡上毛町大字上唐原 611番1先まで	10.3 ～ 17.3	151.7

福岡県告示第1727号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯塚	県道	豆 田 築 稲 築 線	前	嘉麻市漆生2299番38先から 嘉麻市岩崎1253番7先まで	11.8 ～ 34.6	780.0
			前	嘉麻市漆生2299番38先から 嘉麻市岩崎1253番2先まで	11.8 ～ 34.6	780.0

福岡県告示第1728号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年10月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	豆 田 築 稲 築 線	嘉麻市岩崎1318番7先から 嘉麻市岩崎1253番2先まで

福岡県告示第1729号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年10月12日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年9月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 ボクらの家

(2) 代表者の氏名

江島 由美子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大川市大字津778番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、居住を支援し自立させるために必要な事業を行い、公共の福祉に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1730号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次のように土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

平成24年10月12日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	事業名	認可年月日
福岡市金武西土地改良区	区画整理事業 (金武西地区)	平成24年10月2日

福岡県告示第1731号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年10月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成24年9月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
NPO法人 こうの巣
- (2) 代表者の氏名
白石 千津子
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県鞍手郡小竹町大字御徳1964番地
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者等に対して、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業に関する事業を行うことで、障害者の働く権利の保障及び自立訓練の技術取得の場を提供し、障害者の社会的地位の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1732号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第

10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年10月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成24年9月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人人間賛歌
- (2) 代表者の氏名
相良 五郎
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県嘉穂郡桂川町大字吉隈1143番地
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、心に多くの不安・問題を抱えた者や障害児者に対して、老若男女を問わず、本人及び家族が学校・職場など地域社会と共生出来るように支援事業を行う。弱者と言われる人が社会に受け入れられ、地域社会の人も安心して心に障害を持つ人を受け入れられる様に、地域の啓蒙活動や研修会等を開き、児童虐待防止・自殺防止・虐め防止等、全ての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与する事を目的とする。

福岡県告示第1733号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年10月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成24年9月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
NPO法人 ふれ愛の灯台

(2) 代表者の氏名
佐藤 豪

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県鞍手郡小竹町大字新多1578番地の7

(4) 定款に記載された目的
この法人は、高齢者および障害者等に対して、介護保険に関する事業及び障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業、子供の健全育成に関する事業など、日常生活の手助けを行い、高齢者および障害者、子供等ひとりひとりにとっての安心、安全なまちづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1734号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年10月12日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
みやま市瀬高町坂田字南庄分40番4、55番、56番及び57番1
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
みやま市瀬高町長田1604番地
医療法人 幸明会
理事長 三根浩一郎

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第2号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないでグリーンアジア国際戦略総合特区における福岡県税の課税免除に関する条例施行規則（平成24年福岡県規則第47号）の制定を行ったので、次

のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

平成24年10月12日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

本規則は、グリーンアジア国際戦略総合特区における福岡県税の課税免除に関する条例（平成24年条例第49号）の施行に関し必要とされる規定の整備を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第2号に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成24年10月12日

公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第45条第4項の規定に基づき、黒崎駅西地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第6項の規定により次のように公告する。

平成24年10月12日

福岡県知事 小川 洋

- 組合の名称
黒崎駅西地区市街地再開発組合
- 事務所の所在地
北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号
- 設立認可の年月日
平成10年2月17日
- 解散認可の年月日
平成24年10月2日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第282号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成24年10月12日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成24年11月27日（火） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
10：00～15：30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15：30～16：30	講習結果に対する考査
16：30～17：00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。

- 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第283号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成24年10月12日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成24年11月7日（水） 13：30～16：30	北九州市小倉北区大門1丁目6番19号 小倉北警察署 会議室	小倉北警察署
平成24年11月16日（金） 13：30～16：30	福岡市西区今宿町106番地1 西警察署 会議室	西警察署
平成24年11月19日（月） 13：30～16：30	久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室	久留米警察署

2 講習の科目

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱の知識と実際」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第284号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会（年少射撃資格講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第29条第1項の規定により告示する。

平成24年10月12日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成24年11月23日（金）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者で年少射撃資格の認定を受けようとするもの

2 講習の時間及び科目

時間	科目
10:00～15:30	空気銃の所持に関する法令 空気銃の使用の方法
15:30～16:30	講習結果に対する考査
16:30～17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、年少射撃資格講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料9,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。

(4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「空気銃・空気けん銃取扱読本」を必ず持参すること。

(5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第285号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成24年10月12日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成24年12月6日（木） 9:00～17:00（原則）	福岡県筑紫野市大字 袖須原223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日 18名
平成24年12月13日（木） 9:00～17:00（原則）			
平成24年12月20日（木） 9:00～17:00（原則）			
平成24年12月27日（木） 9:00～17:00（原則）			

※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成24年12月6日（木） 9:00～17:00（原則）	福岡県筑紫野市大字 袖須原223番地25 福岡県立総合射撃場	大口径ライフル射撃	各日 15名
平成24年12月20日（木） 9:00～17:00（原則）			

※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前

6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの) 3枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1ヶ月前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

雑 報

公告

平成25年度福岡県農業大学校研修科の研修生を次のように募集する。

平成24年10月12日

福岡県農業大学校長 西園 清志

1 募集定員

コース名	研修生数
野菜	20名程度
花き	

2 研修期間

- (1) 研修期間 6ヶ月以上1年以内(原則として複数年度に渡らないものとする。ただし、校長が適当と認める者に対しては通算1年を限度として、次年度に引き続き受講することができるものとする。)

- (2) 研修開始 平成25年4月又は同年8月

3 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 福岡県内の農業者
- (2) 福岡県内での就農(農業生産法人への就職を含む)を志す者。
ただし、(2)に該当する者については、福岡県就農計画認定要綱(平成7年11月2日7農技担第110号)に基づく認定就農者及びこれに相当する者とする。

4 募集日程

- (1) 受付期間

ア 受付期間は、平成25年1月4日(金曜日)から平成25年2月8日(金曜日)まで、受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、県の休日は受付業務を行わない。

イ 郵送による応募は、必ず簡易書留郵便とし、平成25年2月8日(金曜日)までの消印のあるものに限り受け付ける。

- (2) 面接日

平成25年2月22日(金曜日)

- (3) 研修生の決定

平成25年3月8日(金曜日)

5 応募提出書類

所定の技術習得研修受講申込書に、次に掲げる書類を添えて福岡県農業大学校に提出すること。

- (1) 就農計画書、営農計画書、研修終了後の就職計画書のうちいずれかの書類
- (2) 健康診断書(3か月以内に受診したもの)

6 選考方法及び許可通知

書類審査で研修生候補者を選考し、面接を行い研修生を決定する。この場合、氏名を福岡県農業大学校に掲示するとともに、本人あて文書をもって受講許可通知を行う。

7 研修内容

研修生は、農業の基礎及び専門的な講義と併せて、希望する品目の生産管理から出

荷販売までの実習を行うとともに、次の実習及び研修等を受けることができる。

- (1) 養成科が行う他の品目の生産管理実習
- (2) 個別経営計画策定演習
- (3) 養成科が行う講義及び資格取得研修の受講

8 個人情報の取り扱いについて

受け付けた個人情報については、募集業務のみに使用し、他の目的に使用しない。

9 技術習得研修受講申込書等の請求及び受講に関する問い合わせ先

福岡県農業大学校（郵便番号818-0004 筑紫野市大字吉木767 電話092-925-9129）又は福岡県農林水産部経営技術支援課後継人材育成室（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3495）

なお、技術習得研修受講申込書は、各農林事務所普及指導センターでも入手できる

。